

リスク分担型企業年金に係る規定の整備等 (省令改正)に関する意見募集開始について

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 5月21日、「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）」※1※2が開始されました。
- 主な改正案の内容は、以下のとおりです。
 1. 法人に業務を委託する契約のうち、加入者等に関する情報の収集及び整理に係る業務に関する事項の変更を目的とした規約変更を、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とする
 2. リスク分担型企業年金に係る規定の整備（企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継時の取り扱い等に係る整備）

※1「[確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について](#)」

※2 意見募集期限：2021年6月20日

公布日・施行日

- 公布日：2021年6月下旬(予定)
- 施行日：2021年9月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

主な省令案の概要

改正項目	改正概要
(1)委託契約事項の規約変更	<p>事業主又は企業年金基金が確定給付企業年金法第93条の規定により法人に業務を委託する場合の当該委託に係る契約のうち、加入者等に関する情報の収集及び整理に係る業務に関する事項を変更することを目的とした規約変更について、現在は厚生労働大臣への届出が不要な軽微な変更とされているところ、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とすること。</p>
(2)リスク分担型企業年金に係る規定の整備	<p>【給付減額の理由】 確定給付企業年金法施行規則第5条に定める「給付減額の理由」として、リスク分担型企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等を追加する。</p> <p>【リスク分担型企業年金掛金額の算定方法】 確定給付企業年金法施行規則第46条の3第3項において、増加事業所のリスク分担型企業年金掛金額は、他の事業所に適用されている標準掛金額に財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができるとされている。規約型から基金又は基金から規約型への移行等の権利義務の承継により再計算する場合も同様の取り扱いとする。</p> <p>【分割時に移換する積立金の額の算定方法】 リスク分担型企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法は、確定給付企業年金法施行規則第87条の2では積立割合（調整前給付現価に対する給付財源※の割合）が減少しないよう定められているが、調整率又は超過比率（調整前給付現価に対する給付財源※から調整前給付現価と財政悪化リスク相当額の2分の1を控除した額の比率）が減少しないよう定めることもできることを追加する。 ※積立金の額とリスク分担型企業年金掛金収入現価を合算した額</p>

[ご参考] 現在のリスク分担型企業年金に係る規定で課題とされていた事項

[\(第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会\(2020年12月23日\)\)](#)

- リスク分担型企業年金の移行について、現行の省令においては、開始時と終了時の取扱いが規定されているが、リスク分担型企業年金の合併・分割、事業所追加・減少を含めて、受け手側・出し手側となるリスク分担型企業年金について『給付減額』となるような規約変更が可能か、省令等の規定に不備がある。
- また、リスク分担型企業年金の『給付減額』については、給付現価が減少する場合に加えて、掛金変更の場合を想定して、超過比率が低下する場合も給付減額と判定することとされているが、財政状況が異なる企業年金同士が合併・分割する場合や事業所の追加・減少がある場合、給付や掛金に変更がない場合であっても、財政状況が良い方の企業年金では必ず超過比率は低下する。
 ⇒ 超過比率が低下する(＝給付減額と判定される)リスク分担型企業年金の合併・分割、事業所追加・減少の規約変更が認められるのか。

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。